

# 雇用保険料率のお知らせ

労働保険料の算定に使用する雇用保険料率は以下のとおりです。  
保険料算定の際はお気をつけください。

－雇用保険率表（平成22年4月1日改定）－

事業の種類	平成21年度（確定保険料の計算に使用）			平成22年度（概算保険料の計算に使用）		
	保険率			保険率		
		事業主負担率	被保険者負担率		事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	11/1000	7/1000	4/1000	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産 清酒製造の 事業	13/1000	8/1000	5/1000	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	14/1000	9/1000	5/1000	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

○ 被保険者負担分について

- ・平成22年度の保険料算定基礎となる賃金から新しい料率で負担いただくこととなります。
- ・平成21年度までに支払うことが確定した賃金は、確定保険料の算定基礎に含まれます。  
（例）賃金締切日が3月で支払日が4月の場合  
→ 確定保険料（21年度分）の算定基礎に含める

※平成22年度の労働保険年度更新については、[こちら](http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki.jun/roudouhoken21/index.html)をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouki.jun/roudouhoken21/index.html>